

## 第8章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

### 第1節 健康寿命の延伸

#### 1 科学的知見に基づく健康施策の推進

##### 【対策のポイント】

- 健康寿命の更なる延伸を図るため、県民総ぐるみの健康づくりや科学的知見に基づく健康施策を推進

##### 【数値目標】

項目	現状値	目標値	目標値の考え方	出典
静岡社会健康医学大学院大学の論文及び学会等発表の合計件数	— (2020年度)	80件 (2022～ 2025年度)	静岡社会健康医学大学院 大学中期計画活動目標	県健康福祉部 健康政策課 調査
社会健康医学に関する講演会等参加者数	累計 1,614人 (2017～ 2020年度)	累計 2,400人 (2022～ 2025年度)	講演会等年5回程度 計600人×4年=2,400人	県健康福祉部 健康政策課 調査

#### (1) 現状

##### ア 高齢化の進行と平均寿命と健康寿命の差

- 2020年10月1日現在の静岡県の総人口は約363万人であり、65歳以上の高齢者人口は、約108万人に増加し、総人口に占める割合（高齢化率）は30.2%と、いずれも過去最高になっています。
- 今後、高齢化は更に進行し、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年には、65歳以上の高齢者人口は、111万9千人（高齢化率31.9%）、2030年には約3人に1人（高齢化率33.3%）が高齢者になると予測されています。
- 2019年の静岡県の平均寿命は男性81.41歳、女性87.24歳、健康寿命は男性73.45歳、女性76.58歳と、何らかの健康上の問題で日常生活が制限される期間（平均寿命と健康寿命の差）は、男性で約8年、女性で約11年となっています。

##### イ 医療費・介護費の拡大

- 2008年度から2018年度までに、静岡県の医療費は9,288億円から1兆1,716億円へ増加しています。
- 同じ期間に、介護費も1,886億円から2,784億円へ増加しています。

##### ウ 高齢者の定義と認識の差異

- 高齢者を65歳以上と定義したのは、1956年の国連報告によるものですが、当時（1955年）の静岡県の平均寿命は男性64.12歳、女性68.63歳であり、高齢者の定義となる年齢は概ね平均寿命に相当していました。

- 現在の平均寿命は、当時と比較して男女とも15年以上延伸し、65歳以上で健康で活躍している人も増加し、高齢者自身の意識も変化してきています。

## エ 静岡社会健康医学大学院大学の開学

- 社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進するとともに、研究成果を広く還元する人材を養成するため、2021年4月1日に静岡社会健康医学大学院大学が開学しました。

## (2) 課題

- 平均寿命と健康寿命の差が依然として長いことから、県民の健康づくりを一層推進することが必要です。
- 2021年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学の研究成果の還元が必要です。

## (3) 対策

### ア 静岡社会健康医学大学院大学の教育・研究機能の充実

- 県民の健康寿命延伸に向けて、大学院大学における疫学、医療ビッグデータ、ゲノムコホート、聴覚言語学等の教育、研究等を支援します。

### イ 社会健康医学の研究成果の還元

- 大学院大学の研究成果の地域への還元や本県の健康課題を解決するため、ヘルスオープンイノベーション静岡により、効果的な健康施策を推進するとともに、市町や医療機関等の健康増進・疾病予防の立案における研究成果の活用を支援します。
- 社会健康医学に対する県民の理解を深めるため、科学的知見に基づいた研究成果等の情報発信を行います。

## 第2節 保健施設の機能充実

### 1 保健所（健康福祉センター）

#### 【対策のポイント】

- 保健所における、企画調整機能、公衆衛生専門機関としての機能、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする健康危機管理体制の強化
- 市町に対する支援機能の充実、関係団体との連携強化

#### (1) 現状

- 保健所は、結核・エイズ等の感染症対策、難病患者等に対する地域ケア対策、健康増進、生活衛生など、地域住民の保健水準の向上、精神保健などの地域保健活動など、公衆衛生の専門機関としての役割を担っています。
- 新型コロナウイルス感染症への対応では、積極的疫学調査、入院先の調整・搬送、自宅療養者の健康観察、様々な相談への対応など、中心的な役割を果たしています。
- また、本県では、各構想区域等における協議の場として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町などから構成する「地域医療構想調整会議」を2016年度に9区域で設置し、地域医療構想の実現に向けた検討を進めています。

#### (2) 課題

- 特に、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症発生時の対応や、食の安全対策等の健康危機管理への適切な対応、健康増進法に基づく生涯を通じた保健サービスを受けるための地域保健及び職域保健との連携、社会的入院患者の地域医療を進める精神保健福祉対策などについて、機能の強化が求められています。
- 地方分権の推進などに伴って、市町の保健活動分野の役割が増加していることから、県設置の保健所は、市町との役割分担を明確にしつつ、県民が求める保健衛生機能のうち高度・専門的、広域的なものについて、活動・調整を行っていく必要があります。
- 公衆衛生学の識見を有する医師である保健所長は、地域の医療関係機関を含む多様な関係機関との連携、管内における医療提供体制の整備・充実のための調整、健康危機管理に対する的確な対応をはじめ保健医療に関する課題解決について、地域の中で、主体的な役割を担っていくことが期待されています。

#### (3) 対策

##### ア 保健所の機能強化

##### (ア) 企画調整機能の充実・強化

- 地域における保健医療の実情を踏まえた施策の企画・立案などを行う企画調整機能と情報の収集・分析、住民への情報提供機能の強化を図ります。
- 地域医療構想の実現に向け、各構想区域に設置される地域医療構想調整会議において、関係者と協議し、医療機能の分化・連携を推進していきます。

#### **(イ) 公衆衛生専門機関としての機能強化**

○感染症対策、難病対策、精神保健など公衆衛生の専門機関としての機能の強化を図ります。

#### **(ウ) 健康危機管理体制の強化・充実**

○感染症の発生や食品による健康被害、テロ・犯罪等、健康危機の発生時に的確で速やかな対応が行えるように、日常から市町、医療機関、その他関係団体等と協力して、健康危機管理体制の強化を図ります。

○新興感染症の感染拡大時に備え、業務のアウトソーシングを進めるとともに、保健師の増員や感染症に関する研修の実施など、体制の強化充実を図ります。

#### **イ 市町に対する支援機能の充実・強化**

○市町で実施する保健衛生サービスが円滑、かつ効果的に推進されるように、市町の求めに応じた高度・専門的な技術支援等の充実を図ります。

#### **ウ 関係団体との連携強化**

○管内の市町、医療関係団体その他関係者等、多様な関係機関との連携を強化し、圏域内における医療機関の機能の分担と連携など医療提供体制の適正な整備の推進を図ります。